

山形かわにしファン倶楽部 設置要綱

(趣旨)

第1条 山形かわにしファン倶楽部(以下「倶楽部」という。)は、山形県川西町の自然、人、物産、観光など、町の魅力を発信することによりファンを増やし、末永く交流を持てるような関係作りを行うことを目的とする。

(会員)

第2条 倶楽部の会員は、前条の趣旨に賛同する山形県川西町外在住者とする。

(事業)

第3条 倶楽部は第1条の目的を達成するため、会員に対する情報の提供、会員を対象とした物品、サービスの提供など、必要な事業を行う。

(事務局)

第4条 倶楽部の事務局は、やまがた里の暮らし推進機構に置く。

2 事務局は、第3条に規定する事業に関する事務を行う。

(入会手続き)

第5条 倶楽部に登録を希望する者(以下「登録希望者」)は、事務局に書面またはメールで登録申込書を提出するものとする。

2 前項の登録申込の提出があったときは、速やかに審査を行い、適正と認める場合は、当該登録希望者に対して登録が認められたことを通知する。

3 事務局は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合は、登録を認めないことができる。

(1) 登録申込に虚偽の内容があったとき

(2) 登録希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員、宗教団体への勧誘活動または違法な販売活動を行うものであるとき

(3) その他、登録を認めない正当な事由があるとき

(会員証)

第6条 登録申込を受理された入会希望者に対し、会員証を発行する。

2 会員証は、他人への貸与または譲渡をしてはならない。

(退会手続き)

第7条 倶楽部からの退会を希望する者(以下「退会希望者」という)は、事務局に対して退会の意向を書面またはメールで提出するものとする。

2 事務局は、前項の提出があったときは、当該会員は退会したものとする。

3 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員を退会させることができる。

(1) 町及び町民の信頼を損なう行為があると認められるとき

(2) 入会申込書に虚偽の記載があったとき

(3) 会員の登録住所、電話番号及びメールアドレス等への事務局からの連絡に対し、連絡を取ることが不可能なとき

(4) 前3号に掲げるものの他、事務局が会員として不適切であると判断したとき

(入会金及び会費)

第8条 倶楽部の入会金及び会費は無料とする。

(個人情報の保護)

第9条 事務局は、登録申込に含まれる個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう厳正に管理する。

2 事務局は、登録申請書にある個人情報を倶楽部の運営に関する業務以外の目的では使用しない。

3 事務局は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

4 事務局は、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。

(損害賠償)

第10条 事務局は、倶楽部の運営に関して生じた会員の損害、会員同士または会員と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとする。

(要綱の変更)

第11条 事務局は、倶楽部の運営上必要が生じた場合は要綱を変更することができるものとし、会員に対して変更内容を周知することとする。

(附則)

この要綱は、令和4年7月1日より施行する。